

新宿区 高齢者保健福祉計画 第4期介護保険事業計画

(平成21年度～平成23年度)



平成21(2009)年2月

だれもが人として尊重され、ともに支え合う地域社会をめざして

新宿区の「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」は、3年ごとに見直しを行い、新たな計画を策定することとしています。平成21年度から始まる計画の作成にあたっては、新宿区高齢者保健福祉推進協議会のご意見を伺いながら策定作業に取り組んでまいりました。

昨年11月には、計画素案を広報紙やホームページ等で公表し、パブリック・コメントや地域説明会の中で区民の皆様から寄せられたご意見を同協議会でご検討いただき、このたびの計画を策定することができました。



本計画では、「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会をめざす」を基本理念に、2015年の将来像を「心身ともに健やかにいきいきとくらするまち」「だれもが互いに支え合い安心してくらするまち」とし、5つの基本目標として ①社会参加といきがづくりの支援 ②健康づくり・介護予防の推進 ③いつまでも地域の中でくらする自立と安心のためのサービスの充実 ④尊厳あるくらしの支援 ⑤支え合いのしくみづくりを掲げ、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる施策を積極的に取り組んでまいります。

また、高齢化の進展に伴って認知症高齢者の増加が予想され、医療制度改革に伴い医療の必要性が高い高齢者が在宅で生活することも多くなると考えられます。これら介護が困難な高齢者への支援を充実していくために「認知症高齢者支援体制の推進」「在宅療養体制の整備」「ケアマネジメント機能の強化」を重点施策として取り組んでいきます。

本計画の策定にあたっては、高齢者保健福祉推進協議会委員の皆様、保健福祉関係者や区民の皆様から多くのご協力をいただき、目前に迫った超高齢社会の課題に対応できる計画になったものと考えております。ここに厚く御礼を申し上げます。

今後も、新宿区は「だれもが人として尊重され、ともに支え合う地域社会」をめざし、高齢者保健福祉施策の充実に取り組んでまいります。

本計画の推進にあたり、区民の皆様をはじめとした関係各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成21（2009）年2月

新宿区長

中山弘子

新宿区高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画

目 次

第1章 計画の基本的考え方

第1節 計画策定の背景	2
1. 高齢者人口の増加	2
2. 平成27(2015)年の高齢者像を視野に	2
3. 求められるより質の高いサービス	2
4. いつまでも安心してくらす地域社会を	3
第2節 計画策定の目的	3
第3節 計画策定の視点	3
第4節 基本理念及び2015年の将来像	4
第5節 基本目標	5
第6節 計画の性格と位置づけ	6
1. 計画の性格	6
2. 計画の位置づけ	6
第7節 計画の期間	7

第2章 高齢者の状況

第1節 人口及び世帯	10
1. 高齢化の進展	10
2. 高齢者世帯の現状	11
第2節 要支援・要介護認定者	12
1. 要支援・要介護認定者のこれまでの推移	12
2. 今後の要支援・要介護認定者の推計	14

第3章 重点的取組みと施策の展開

第1節 高齢者保健福祉施策の体系	18
第2節 重点的取組み	20
重点的取組み1 認知症高齢者支援体制の推進	22
重点的取組み2 在宅療養体制の整備	34
重点的取組み3 ケアマネジメント機能の強化	45
第3節 施策の展開	53
基本目標1 社会参加といきがづくりを支援します	53
施策1 いきがづくりの支援	
施策2 多様な地域活動への参加支援	
施策3 就業等の支援	
基本目標2 健康づくり・介護予防をすすめます	61
施策4 健康づくりの促進	
施策5 介護予防の推進	

基本目標 3	いつまでも地域の中でくらせる	
	自立と安心のためのサービスを充実します	68
施策 6	介護保険サービスの提供と基盤整備	
施策 7	自立生活への支援（介護保険外サービス）	
施策 8	介護保険サービスの質の向上及び適正利用の促進	
施策 9	認知症高齢者支援体制の推進	
施策 10	在宅療養体制の整備	
施策 11	ケアマネジメント機能の強化	
施策 12	くらしやすいまちづくりと住宅の支援	
基本目標 4	尊厳あるくらしを支援します	85
施策 13	権利擁護・虐待防止の促進	
施策 14	介護者への支援	
基本目標 5	支え合いのしくみづくりをすすめます	92
施策 15	高齢者を地域で支えるしくみづくり	
施策 16	ボランティア活動等への支援	

第4章 介護保険制度によるサービス

第1節	介護保険制度	100
1.	制度のしくみ	100
2.	申請から認定まで	100
3.	認定から介護保険サービス利用まで	101
4.	介護保険サービスの種類について	102
5.	第4期介護保険事業計画について	103
第2節	介護保険サービスの利用状況	104
1.	サービス利用者の推移	104
2.	居宅・施設・地域密着型サービス別給付費の推移	105
3.	居宅サービスの平均利用額	106
4.	施設サービスの種類別利用人数	107
第3節	サービスごとの利用見込み	108
1.	総費用推計の考え方	108
2.	サービス類型ごとの利用見込み	109
第4節	地域支援事業	126
1.	地域支援事業の構成	126
2.	地域支援事業の財源	127
3.	地域支援事業の見込み	127
4.	地域支援事業の規模	128
第5節	第1号被保険者の保険料	130
1.	給付と負担の関係	130
2.	第4期介護保険料について	130
3.	第4期の保険料段階について	133

第6節 低所得者への対応	136
1. 特定入所者介護（予防）サービス費	136
2. 高額介護（予防）サービス費	137
3. 高額医療合算介護（予防）サービス費	137
4. 社会福祉法人、介護保険サービス提供事業者による利用者負担軽減	138
5. 高齢者夫婦世帯等の居住費・食費の軽減	138
6. 旧措置入所者への対応	138
7. 通所系サービスにおける食事費用助成	139
8. 高額介護（予防）サービス費の貸付	139
9. 境界層該当者への対応	139

第5章 計画の推進に向けて

第1節 計画の推進体制	142
1. 高齢者保健福祉推進協議会の運営	142
2. 地域包括支援センター等運営協議会の運営	142
第2節 計画の推進へ向けた行政の体制等	142
1. (仮称) 新宿区高齢者保健福祉計画連絡会議の設置	142
2. 適正な認定調査等の実施	143
3. 国・東京都への要望	143

資料編

1. 補足資料	146
2. 新宿区高齢者保健福祉推進協議会及び計画見直し部会	152
3. 用語集（五十音順）	156

巻末の用語集に掲載されている用語は、本文の一番初めに出ている部分に*をつけています。

平成21年4月1日より地域包括支援センターの名称を高齢者の地域の相談場所として区民に分かりやすくするため、通称名を「高齢者総合相談センター」とします。

第1章 計画の基本的考え方

第1節 計画策定の背景

1. 高齢者人口の増加

新宿区の65歳以上の高齢者人口は、平成21年1月1日現在、58,141人（住民基本台帳と外国人登録者の合計）、全人口に占める65歳以上の人口割合は18.5%となり、増え続けています。今後、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯も増加することが見込まれます。

65歳以上の要介護等認定者（日常生活を送るために介護や支援が必要と認定された方）は平成21年1月1日現在10,771人で、平成12年10月の5,343人に比べると約2倍に増加していますが、平成18年度以降は、ほぼ横ばいで推移しています。

2. 平成27（2015）年の高齢者像を視野に

平成27（2015）年は、「戦後の第一次ベビーブーム世代（以下、「団塊の世代」という）」（昭和22～24年生まれ）といわれる人たちがすべて65歳以上となる節目の年となります。

「団塊の世代」は、これまで以上に生活様式や考え方など多様な価値観をもちあわせている世代と考えられており、高齢者人口の増加とともに、新たな高齢者像を視野に入れたサービスの構築をすすめることが課題となっています。

3. 求められるより質の高いサービス

介護保険制度は、平成12年4月から実施され、社会全体で高齢者を支えるしくみとして定着してきており、居宅サービス、施設サービスの供給体制も整備されてきました。また、平成18年4月の介護保険制度改革では、「明るく活力ある超高齢社会の構築」「制度の持続可能性」「社会保障の総合化」の視点で見直しが行われました。そうした中で、認知症*高齢者の介護、介護人材の確保・育成などが課題となっています。

今後は、高齢者の尊厳と自立を支えるケアの実現をめざし、増大する介護ニーズへの対応とともに、より質の高いサービスを提供していくことが求められています。

4. いつまでも安心してくらせる地域社会を

長寿社会の到来により、高齢者になってからの人生も長くなっています。長い高齢期をいかに健康に、いきいきと過ごすかは、個人にとっても社会にとっても大きな課題となっています。

高齢者が地域社会との関係を保ちながら、健康でいきいきと過ごし、多彩な活動により充実した人生を送ることができる環境づくりが求められています。

また、介護が必要な状態になっても、適切なサービスを受けながら安心して住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくりが必要とされています。

さらに、一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、要介護者、認知症高齢者等が地域での生活を続けるためには、人々が互いに見守り支え合う地域づくりが求められています。

第2節 計画策定の目的

高齢者が住み慣れた地域の中でその人らしく安心して心豊かに暮らしていくために、区がめざすべき基本的な目標を定め、その実現に向けて施策の方向性を明らかにする必要があります。

区における高齢者保健福祉施策の基本的な考え方やめざす取組みを総合的かつ体系的に整え、新宿区基本構想、新宿区総合計画との整合性を図り、高齢者保健福祉並びに介護保険事業の方向性を示すことを目的としています。

第3節 計画策定の視点

今後も、高齢化の進展に伴って認知症高齢者の増加が予想されます。また、医療制度改革*の影響で医療の必要性が高い高齢者が在宅で生活することも多くなると考えられます。これら介護が困難な高齢者への支援を充実していくことが必要です。

そこで、①多職種の協働による認知症予防、早期発見・早期対応のしくみづくり及び発症後の生活を支援する認知症高齢者支援体制の推進、②病院と地域の連携や在宅療養に関わる専門職等のスキルアップを図るなどの在宅療養体制の整備、③地域での各種のサービスや住民活動などの様々な社会資源を結び、多職種が連携し包括的かつ継続的に高齢者を支援するしくみとしてのケアマネジメント*機能の強化を重点施策と位置づけ、積極的に取り組んでいきます。

第4節 基本理念及び2015年の将来像

《基本理念》

だれもが人として尊重され
ともに支え合う地域社会をめざす



《2015年の将来像》

心身ともに健やかにいきいきとらせるまち

だれもが互いに支え合い安心してらせるまち

■ 基本理念

だれもが自分の生き方を自分で決め、人として尊重されることが重要です。そこで、基本理念として「だれもが人として尊重され ともに支え合う地域社会」の構築をめざします。

■ 2015年の将来像

「心身ともに健やかにいきいきとらせるまち」「だれもが互いに支え合い安心してらせるまち」という2つのキーワードを掲げ、一人ひとりの生活において、これらが実現される地域社会づくりをめざします。

第5節 基本目標

■ 基本目標1 社会参加といきがいつくりを支援します

だれもがいきがいを持って、学び・集い・交流できる活動などを支援し、展開します

■ 基本目標2 健康づくり・介護予防をすすめます

生涯を通じて健康で、できる限り介護を必要とせず、いきいきと過ごせるような支援を身近な地域で展開します

■ 基本目標3 いつまでも地域の中でくらせる 自立と安心のためのサービスを充実します

だれもがいつでも適切なサービスを受けられ、介護が必要になっても、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域社会の実現をめざします

■ 基本目標4 尊厳あるくらしを支援します

何事も、自らの意思により決定でき、一人ひとりが個人として尊重される地域社会の実現をめざします

■ 基本目標5 支え合いのしくみづくりをすすめます

住み慣れた地域で、互いに見守り支え合う地域社会の実現をめざします

第6節 計画の性格と位置づけ

1. 計画の性格

高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき、すべての区市町村に策定が義務づけられている高齢者福祉計画と保健施策が一体となった計画です。高齢期になってもその人らしく健康に、いきいきと暮らすために必要な対策が講じられるよう、地域における高齢者等の保健・福祉ニーズと必要なサービス量を明らかにし、サービス供給体制を計画的・効率的に整備することを目的に策定される計画です。

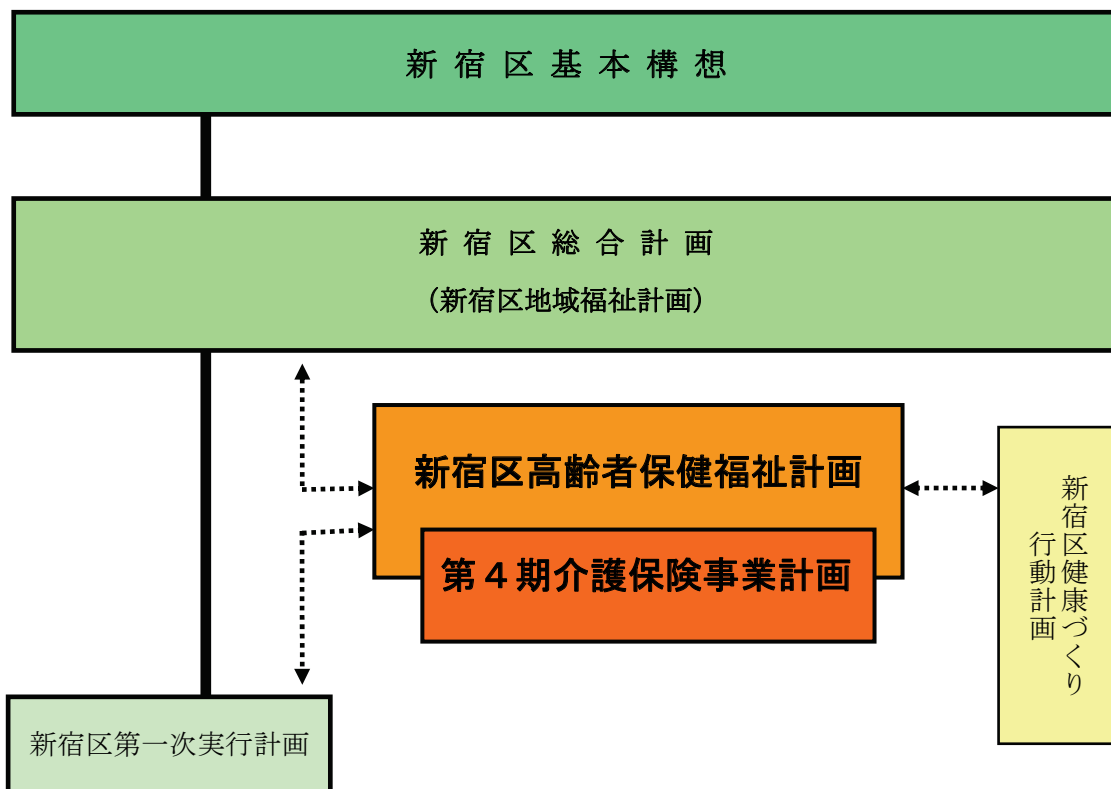
介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく計画であり、高齢者福祉計画と同様に、全区市町村に策定が義務づけられています。介護保険事業計画は介護等が必要な40歳以上の区民を対象とする計画であり、要介護者等の人数や利用意向等を勘案し、介護保険給付対象サービスの種類ごとの必要見込量と供給量確保のための方策等の事項及び地域支援事業*に関する事項を定める計画です。

2. 計画の位置づけ

「新宿区高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」は、「新宿区基本構想」（平成19年12月議決）、「新宿区総合計画」（平成20～29年度）を上位計画として策定される計画です。また、地域ぐるみの健康づくりを促進するための基本的な方向づけと具体的な諸施策を取りまとめた「新宿区健康づくり行動計画（平成20～24年度）」とも連携し、健康づくりと生活習慣病の予防等に関する施策の充実を図ります。

なお、地域福祉の推進を具体化するための社会福祉法第107条に基づく「新宿区地域福祉計画」は、「新宿区総合計画」の中に包含されています。

〔 計画の位置づけ 〕



第7節 計画の期間

「新宿区高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画」は、平成21年度を初年度とする平成23年度までの3年間を計画期間としています。

〔 計画の期間 〕

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画	←————→					
高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業計画			▲ 見直し	←————→		

第1章

計画の基本的考え方

第2章 高齢者の状況

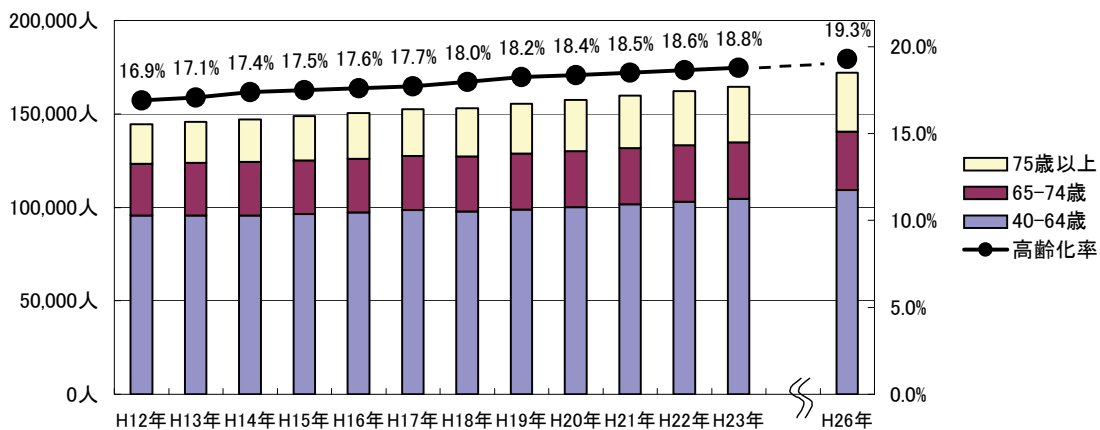
第1節 人口及び世帯

1. 高齢化の進展

今後、新宿区の人口は増加を続けるとともに、高齢者人口の増加が予想されます。

平成23年の高齢者人口は約60,000人、高齢化率は18.8%、平成26年には約62,700人、19.3%になると推計しています。

〔40歳以上の人口推移及び推計〕



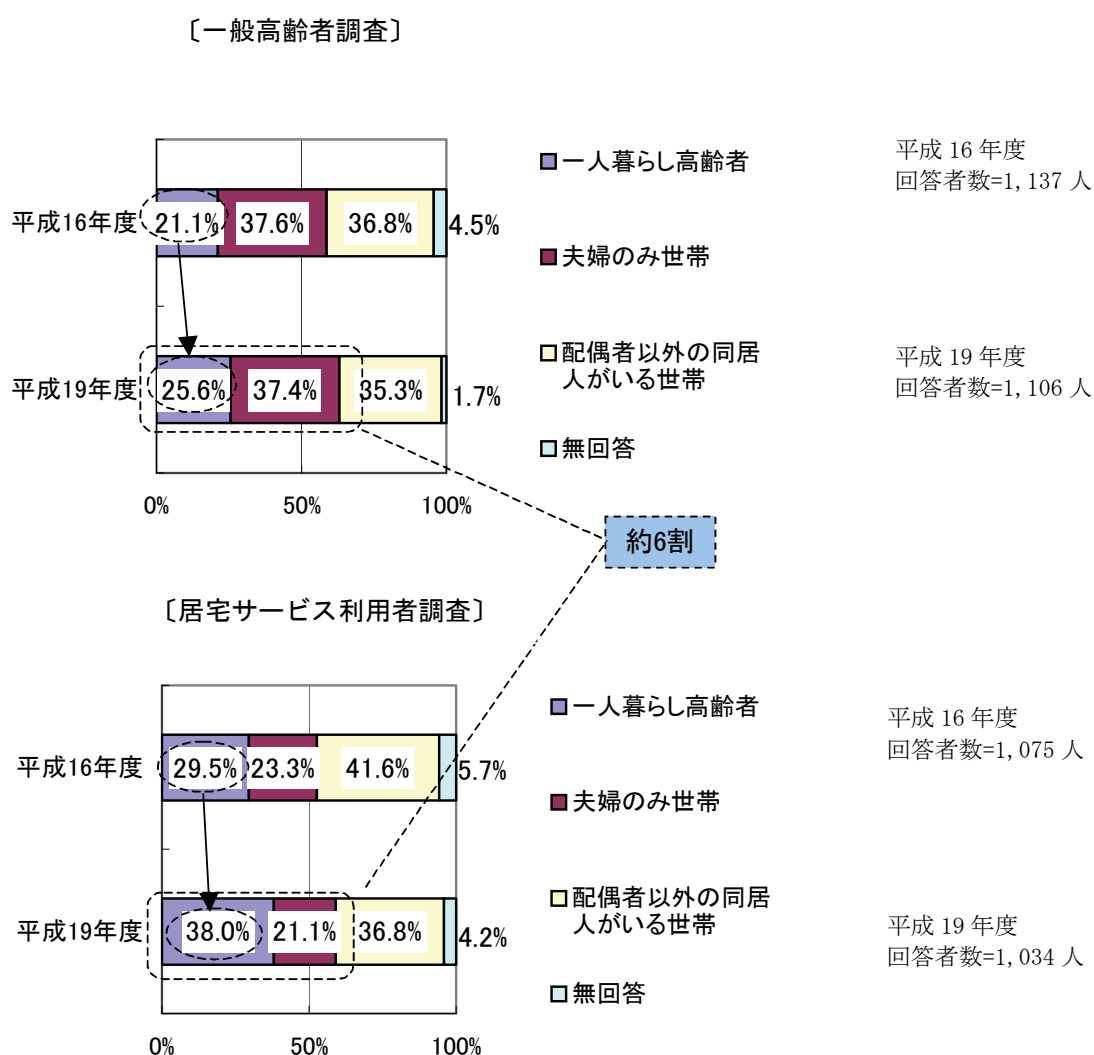
	実績値									推計値			
	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H26年
0-39歳	143,939	146,647	148,673	150,746	151,067	152,694	154,125	154,469	155,913	154,876	154,840	154,648	153,110
40-64歳	95,648	95,714	95,615	96,495	97,319	98,551	97,822	98,864	100,357	101,635	103,086	104,576	109,298
65-74歳	27,813	28,228	28,729	28,796	28,679	29,042	29,368	29,987	30,398	29,966	30,061	30,240	31,214
75歳以上	20,926	21,700	22,612	23,610	24,343	25,065	25,848	26,548	27,424	28,261	29,028	29,735	31,474
総人口	288,326	292,289	295,629	299,647	301,408	305,352	307,163	309,868	314,092	314,738	317,015	319,199	325,096
65歳以上(再掲)	48,739	49,928	51,341	52,406	53,022	54,107	55,216	56,535	57,822	58,227	59,089	59,975	62,688
高齢化率	16.9%	17.1%	17.4%	17.5%	17.6%	17.7%	18.0%	18.2%	18.4%	18.5%	18.6%	18.8%	19.3%
外国人を除く高齢化率	18.2%	18.5%	18.9%	19.1%	19.2%	19.4%	19.7%	20.0%	20.3%	-	-	-	-
85歳以上(再掲)	5,336	5,549	5,794	5,904	6,114	6,450	6,759	7,168	7,471	7,906	8,260	8,602	9,557

※各年10月1日現在
 ※平成12～20年は実績値、平成21年以降は推計値(コホート要因法による)
 ※実績値、推計値ともに外国人人口を含む
 ※高齢化率=65歳以上人口÷総人口

2. 高齢者世帯の現状

平成19年度の高齢者保健福祉施策調査によると、高齢者がいる世帯のうち、約6割が一人暮らし高齢者、あるいは本人とその配偶者のみの世帯（夫婦のみ）となっています。

前回調査（平成16年度）と比較して、一人暮らし高齢者の割合が、一般高齢者、居宅サービス利用者とも増えていることがわかります。



※「高齢者保健福祉施策調査報告書」、平成17年3月・平成20年3月

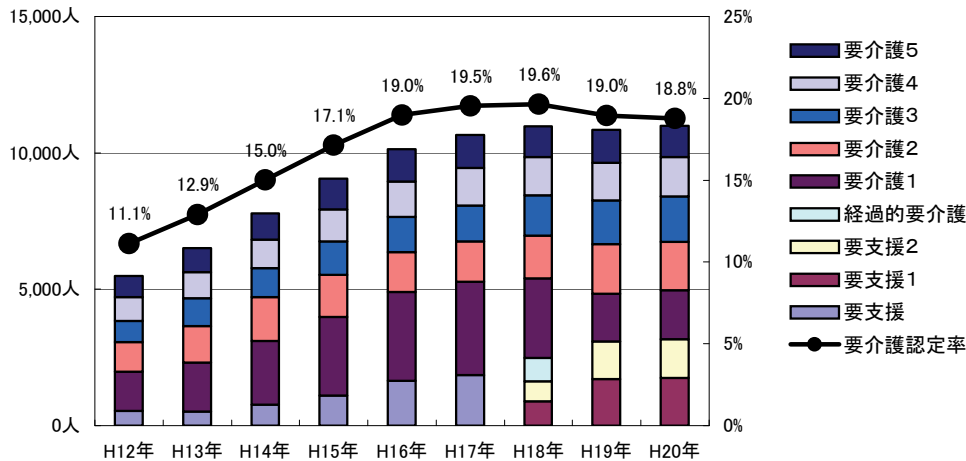
※居宅サービス利用者調査の対象者は、介護保険の居宅サービス利用者である（以下、同様）

※上記グラフの選択肢は、本計画書における表現とあわせるため、「高齢者保健福祉施策調査報告書」の表現を変更して使用している（「本人だけの単身世帯」を「一人暮らし高齢者」と表現している）

第2節 要支援・要介護認定者

1. 要支援・要介護認定者のこれまでの推移

〔要支援・要介護状態区別認定者数の推移〕



単位: 人

状態区分	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年	H20年
第1号被保険者									
要支援	541	523	776	1,099	1,620	1,826	-	-	-
要支援1	-	-	-	-	-	-	885	1,697	1,728
要支援2	-	-	-	-	-	-	709	1,321	1,389
経過的要介護	-	-	-	-	-	-	862	0	0
要介護1	1,401	1,755	2,278	2,821	3,207	3,354	2,846	1,715	1,752
要介護2	1,055	1,298	1,549	1,484	1,409	1,433	1,523	1,758	1,724
要介護3	747	975	1,031	1,195	1,235	1,287	1,437	1,583	1,639
要介護4	851	942	1,012	1,132	1,270	1,340	1,367	1,350	1,399
要介護5	748	843	934	1,080	1,143	1,154	1,088	1,161	1,117
合計	5,343	6,336	7,580	8,811	9,884	10,394	10,717	10,585	10,748
第1号被保険者	49,287	50,412	51,777	52,835	53,439	54,510	55,854	57,200	58,538
第2号被保険者									
要支援	2	2	3	8	18	21	-	-	-
要支援1	-	-	-	-	-	-	6	18	18
要支援2	-	-	-	-	-	-	18	47	44
経過的要介護	-	-	-	-	-	-	6	0	0
要介護1	28	32	49	57	64	76	64	39	37
要介護2	36	41	51	50	53	52	51	50	47
要介護3	27	43	37	46	48	31	40	30	37
要介護4	22	29	31	40	34	36	37	36	33
要介護5	26	26	34	40	45	43	33	35	35
合計	141	173	205	241	262	259	255	255	251
要支援・要介護認定者数合計	5,484	6,509	7,785	9,052	10,146	10,653	10,972	10,840	10,999
要介護認定率	11.1%	12.9%	15.0%	17.1%	19.0%	19.5%	19.6%	19.0%	18.8%

※各年10月1日現在の実績値(年度中央値)

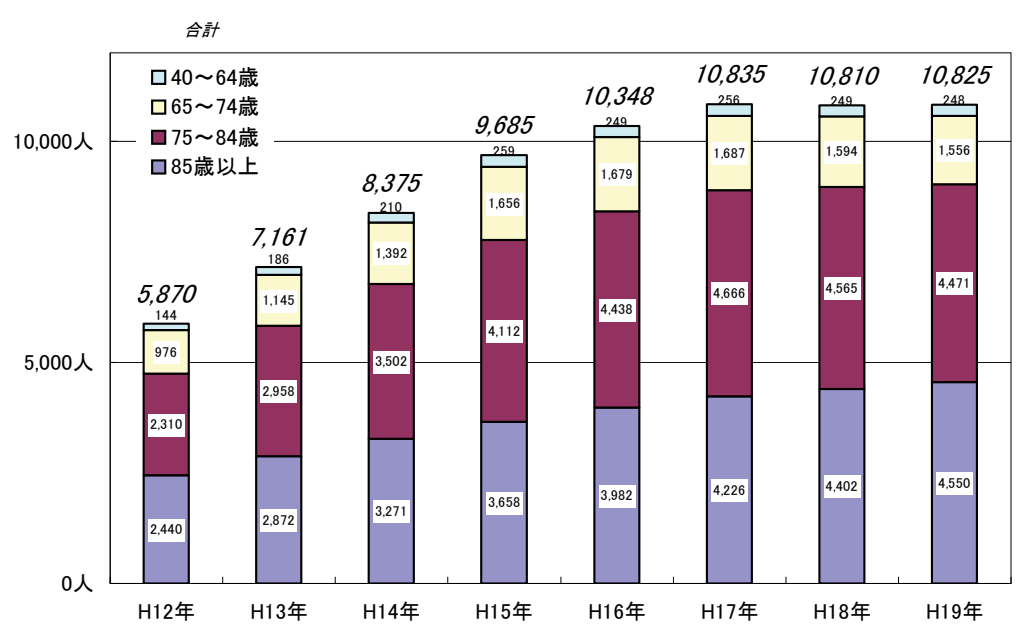
※第1号被保険者は65歳以上、第2号被保険者は40歳から64歳までの医療保険加入者

※要介護認定率=第1号及び第2号被保険者の要支援・要介護認定者の合計÷第1号被保険者

※平成18年介護保険法の改正により、状態区分は、要支援から要介護5までの6区分から、要支援1から要介護5までの7区分に変更

※経過的要介護とは、平成18年3月末現在に要支援の認定を受けていた人で、その要支援の有効期限が切れるまでの区分

〔年齢別要支援・要介護認定者数の推移〕



単位：人

	H12年	H13年	H14年	H15年	H16年	H17年	H18年	H19年
合計	5,870	7,161	8,375	9,685	10,348	10,835	10,810	10,825
40～64歳	144	186	210	259	249	256	249	248
65～74歳	976	1,145	1,392	1,656	1,679	1,687	1,594	1,556
75～84歳	2,310	2,958	3,502	4,112	4,438	4,666	4,565	4,471
85歳以上	2,440	2,872	3,271	3,658	3,982	4,226	4,402	4,550
75歳以上の割合	80.9%	81.4%	80.9%	80.2%	81.4%	82.1%	83.0%	83.3%
85歳以上の割合	41.6%	40.1%	39.1%	37.8%	38.5%	39.0%	40.7%	42.0%

※認定者数は各年度末の実績値

※平成13年度の認定者数については、平成14年4月末現在の認定者数

平成12年4月に介護保険制度が始まってから、65歳以上の第1号被保険者*における要支援・要介護認定者数は、平成17年度まで増加し続けてきました。しかし、平成18年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。

第2号被保険者*は、平成16年度以降、横ばいで推移しています。

年齢別でみた場合、75歳以上の高齢者が約8割となっています。85歳以上の高齢者は、約4割を占めています。

2. 今後の要支援・要介護認定者の推計

各年度における要介護者等の人数は、介護予防事業*及び予防給付の実施状況を勘案し、見込むこととされています。

第3期介護保険事業計画を策定するときは、国から示された介護予防事業の対象者である「要支援・要介護状態*に陥るおそれのある高齢者」が要支援・要介護にならない率を30%と見込み、また、「要支援1・2及び要介護1と認定された高齢者」が、要介護2から要介護5にならない率を10%とする介護予防事業及び予防給付の効果による認定者数の目標値の設定の考え方を踏襲し、要支援・要介護認定者数の推計を行いました。

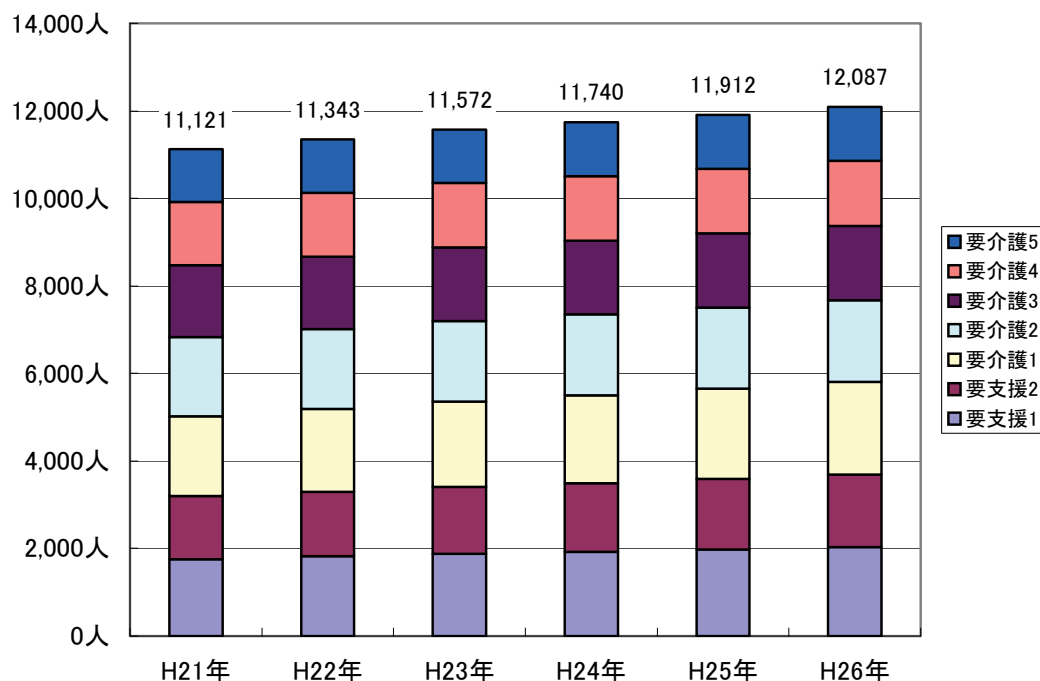
第4期介護保険事業計画においては、国は全国一律の割合で介護予防事業効果を見込むことはせず、各保険者の介護予防事業等の実施状況および今後見込まれる介護予防効果を勘案して要介護者等の人数を見込むこととされ、予防給付の効果については、3.6%±3%の範囲で効果があったという考え方を示しました。

区においては、第4期介護保険事業計画では、介護予防事業の予防効果については事業開始3年のため、「要支援・要介護状態に陥るおそれのある高齢者」の予防効果と要支援・要介護者の出現率との関係を分析する十分なデータが不足していることから、これまでの認定率などの動向を勘案し、今後の要支援・要介護認定者数を見込みます。

「要支援1・2及び要介護1と認定された高齢者」が、要介護2から要介護5にならない予防給付効果は、国が示した3.6%として推計しました。

この考えから、第4期介護保険事業計画期間中の要支援・要介護認定者数は、平成21年度は11,121人、平成22年度は11,343人、平成23年度は11,572人と見込んでいます。

〔要支援・要介護認定者数及び要介護認定率の推計〕



単位:人

	H21年	H22年	H23年	H24年	H25年	H26年
要支援1	1,760	1,817	1,877	1,928	1,980	2,034
要支援2	1,432	1,480	1,528	1,569	1,612	1,656
要介護1	1,830	1,889	1,951	2,004	2,059	2,115
要介護2	1,810	1,828	1,846	1,852	1,859	1,864
要介護3	1,645	1,661	1,677	1,683	1,689	1,695
要介護4	1,445	1,459	1,473	1,478	1,483	1,488
要介護5	1,199	1,209	1,220	1,226	1,230	1,235
合計	11,121	11,343	11,572	11,740	11,912	12,087
第1号被保険者数	59,156	60,018	60,904	61,788	62,696	63,617
要介護認定率	18.8%	18.9%	19.0%	19.0%	19.0%	19.0%

※各年度10月1日の推計値(年度中央値)

※要介護認定率=第1号及び第2号被保険者の要支援・要介護認定者の合計÷第1号被保険者

第2章

高齢者の状況